

奈良県漢方推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、奈良県漢方推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、川上の薬草栽培から川下の製薬、食品メーカー、外食産業までの事業者や、機能性、臨床等研究を行う大学・研究機関の研究者等による情報交換、交流等を促進し、広く漢方の周知および普及を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 販売会等の開催
- (2) 県の取組、研究情報などの提供
- (3) 会員相互の交流

(会員)

第4条 協議会の会員は協議会の目的に賛同する意思を表明した農業法人、企業、大学、研究機関、諸団体等に所属する者および奈良県（産業創造課長、工業振興センター所長、豊かな食と農の振興課長、農業水産振興課長、農業総合研究センター所長、美しい南部東部振興課長、薬務・衛生課長、薬事研究センター所長）とする。

- 2 協議会の目的に違反した場合には会員は除名されることがある。
- 3 協議会は次の各号に定める者の入会を拒否することができる。
 - (1) 協議会の秩序若しくは信用を害するおそれがある者
 - (2) 除名された者
- 4 前項の規定により入会を拒否するときは、その理由を附記した書面などによりその旨を当該申請者に通知する。
- 5 協議会は会員と電子メールによる連絡が取れなくなった場合、退会の意思があるものとみなし、当該会員に事前に通知することなく会員資格を取消することができる。

(遵守事項)

第5条 会員は、信義則に従い、本協議会で知り得た企業等の秘密を他に漏らしてはならない。

(会費)

第6条 協議会の会費は、徴収しない。ただし、必要に応じて実費相当額を徴収することができる。

(事務局)

第7条 奈良県産業部産業創造課が事務局を担当する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、事務局が定める。

附則 本規約は平成27年7月1日から施行する。

附則 本改正規約は令和2年4月1日から施行する。

附則 本改正規約は令和3年9月1日から施行する。

- 附則 本改正規約は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 本改正規約は令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
- 附則 本改正規約は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。